

**\*「令和3年度 ふれあい創作活動」(ご利用者用)の改定内容は以下のとおりです\***

**① 派遣対象について**

創作活動を行う障害者の方。

**◎改定前→2人以上 ◎改定後→1名からでも利用が可能になりました。**

**② 派遣の申し込みについて**

講師派遣を希望する2週間前までに、山梨県障害者福祉協会へFAXまたはEメールで申し込んでください。

**◎改定前→3週間前まで ◎改定後→2週間前まで**

**③ ご利用回数について**

年3回までです。※4回目以降もご利用が可能ですが、謝礼金等ご負担金額が異なります。

**◎改定前→制限なし ◎改定後→年3回まで**

**④ 謝礼金について**

当日指導者の方に利用者負担金300円お支払いいただきます。

※4回目以降については指導者の謝礼等全額が利用者のご負担となります。

**◎改定前と3回までは利用者負担金の金額は変更ありませんが、令和3年度より利用者の方が4回目以降もご希望の場合は、指導者の謝礼等全額が利用者のご負担となります。**

**⑤ 実施後について**

完成した作品は『障害者文化展』や『障害者芸術・文化祭』などで出品・発表できます。また、作品や活動時の様子は山梨県障害者福祉協会のホームページに公開を予定しています。

**◎こちらはご利用者用の「ふれあい創作活動 実施報告書」でも  
お願いを記載させていただいておりますが、山梨県障害者福祉協会から  
ご利用者の方にお問い合わせをさせていただきます。**